

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

令和6年7月14日に施行された銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年千葉県公安委員会規則第9号）第1条第1項の表の診断の対象者の欄中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改めたもの。

2 施行期日

公布の日（令和7年8月29日）から施行した。